

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	豊島区
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	67-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.toshima.lg.jp/002/tetsuzuki/mynumber/1704100903.html">http://www.city.toshima.lg.jp/002/tetsuzuki/mynumber/1704100903.html</a>

執行機関名 豊島区長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度身体障害者に対する自動車改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1第15の項 重度身体障害者に対する自動車改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日一三四号)第一条	豊島区重度身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成24年2月28日保健福祉部長決定)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	この要綱は、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の助成をすることにより重度身体障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		豊島区重度身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成24年2月28日保健福祉部長決定)